

8 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、「課税標準特例該当資産明細合計表」および特例に該当することを証する書類の提出が必要です。

課税標準特例該当資産明細合計表は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>



大阪市 償却資産申告書

検索

課税標準の特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	対象者	適用期間	特例率	適用条項（地方税法）		添付書類
内航船舶	—	—	1/2	第349条の3	第5項	・船舶原簿・船籍票および登録票の写し・検査証書・航海日誌等
企業主導型保育事業 ※1	—	5年度分	1/3	附則第15条	第32項	・企業主導型保育事業（運営費）の助成決定通知書
先端設備等の 新規取得 ※2 ※3	中小企業者等	3年度分	1/2		第45項	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画の写し ・本市経済戦略局より認定を受けた先端設備等導入計画の認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による投資設備導入計画に関する事前確認書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・（リース会社が申告する場合は、上記添付書類と併せて「固定資産税軽減計算書」および「リース契約書」の写しが必要となります。）
		最大 5年度分 ※3	1/3			※3（賃上げ方針表明あり）の場合、上記に加えて、 ・先端設備等導入計画に賃上げ方針の記載 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し

（※1）当該施設について最初に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する固定資産（償却資産）が、対象となります。

（※2）先端設備等導入計画等の詳細については、本市経済戦略局産業振興部企業支援課へお問い合わせください。（TEL:06-6264-9938）

（※3）賃上げ方針を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準の特例率を3分の1とします。

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに取得したもの：5年度分

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの：4年度分

また、特例の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については、大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせください。

9 実地調査等のご協力のお願い

地方税法の規定に基づき、市税事務所職員が償却資産の評価等のためにお問い合わせさせていただくことや、実地調査にお伺いすることがありますので、その際にご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、地方税法の規定に基づき、法人税または所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

なお、実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

10 非課税となる償却資産

地方税法第348条および同法附則第14条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、本市市税条例の規定により「非課税適用（取消）申告書」および非課税に該当することを証する書類の提出が必要です。非課税適用（取消）申告書は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006245.html>

大阪市 非課税申告書

検索

